

～ 花や緑にあふれた癒やしの景観づくりを目指して～

花のまちづくり ガーデニングコンテスト 2020



個人部門
金賞

松岡昌明さん(片川瀬)



団体部門
金賞

カトリック菊池教会(中央通)



個人部門 銀賞

菊池理絵さん(大琳寺)



団体部門 銀賞

NPO法人 本と人とのネット・泗水(福本一)



寄せ植え部門 優秀賞

田嶋すま子さん(玉祥寺)



寄せ植え部門 優秀賞

宮本喜佐代さん(桜山一)



寄せ植え部門 優秀賞

田中康男さん(出分)



寄せ植え部門 優秀賞

上原智美さん(富の原中央)



寄せ植え部門 優秀賞

倉永よしみさん(台)



市長激励賞

菊池南中プール武道場



表彰式後は座談会で受賞者たちが交流

10月8日に市役所で表彰式が行われ、受賞者へ表彰状と記念品が贈られました。座談会では、ガーデニングへの思いや情報を互いに交換し交流を深めました。

**心を込めて育て上げた
10点の作品が受賞**

今年は個人部門18点、団体部門6点、寄せ植え部門8点、合計32点の応募がありました。8月7日～8月31日に本庁舎1階ロビーで市民投票を実施。投票者数は127名でした。今年も市内で園芸をされている有識者の意見も踏まえ順位を決定。個人・団体部門から金賞と銀賞が1点ずつ、寄せ植え部門から5点、入賞作品を除いた中から江頭実市長より激励賞が1点選ばれました。応募作品は、さまざまないべんとで展示予定です。来年度も実施を予定していますので、参加をお待ちしています。

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
七城支所 ☎0968(25)1080
旭志支所 ☎0968(25)3334
泗水支所 ☎0968(25)2155

農地中間管理事業を利用しませんか

農地中間管理事業とは

農業からリタイアする人や経営を規模縮小したい人の農地を農地中間管理機構が借り、まとめた上で認定農業者や認定新規就農者などに貸し出す、農地の貸し借りに関する制度です。熊本では、(公財)熊本県農業公社(農地バンク熊本)が県知事から指定を受け、農地中間管理事業を行っています。本事業の利用で、次のようなメリットがあります。

貸し手の場合

▼賃貸の場合、賃借料は決まった日に機構から確実に振り込まれます。▼農地は期間満了後は確実に戻ります。希望があれば、引き続き貸すこともできます。▼10年以上機構に預ければ、一定の条件で固定資産税の軽減措置が受けられます。▼納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。▼農業者年金制度において、機構は旧制度の経営移譲年金および新制度の特例付加年金の適格者に位置づけられているため、支給が停止しません。▼要件を満たせば、機構集積協力の交付が受けられます。

借り手の場合

▼長期の経営計画(耕作)が可能となり、経営の安定化が図れます。▼貸し手が複数の場合でも、契約は機構とだけで済みます。契約の管理や賃借料の支払いが一本化され、事務の軽減が図れます。▼大規模な災害が発生し耕作できなくなった場合、借り手の借賃料は減免されます。貸し手への支払いは要望に応じて機構が行うので、貸し手への負担が軽減されます。▼地域内の多数の担い手の人が機構を活用すれば、点在している農地を担い手ごとに集約することができるようになります。▼貸し手との協議は原則、機構が行います。契約期間中は安心して耕作できます。

貸し手、借り手の双方にメリットのある農地中間管理事業を、ぜひ活用してください。

12月の申請締切日は
12月21日(月)です

農地の売買や賃貸借、農地転用の申請を予定している人は、農業委員会総会に諮る必要がありますので、忘れずに申請してください。毎月25日を締切としていますが、12月は年末年始をさむため締切が早くなっています。

農地転用は許可が必要です

農地転用とは、農地を個人住宅などの農地以外に利用することです。農地転用は、どこでもできるものではありません。農地転用を考えられる人は、事前に農業委員会までご相談ください。

農業委員会から農地転用の許可を受けなければ、地目変更を行うことができません。許可が不要な場合もありますので、詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

農地の相続には届け出が必要です

相続後に法務局から発行される「登記完了証」や「登記簿謄本(写)」などを相続したことが確認できる書面を持参してください。

自ら耕作できない場合は、農業委員会が貸し借りのあっせんを行います。

